

「デジタル・コンテンツの流通の促進等」 に関する検討状況報告

検討経緯の概要

検討課題

○ 昨年9月28日の第一回会合以降、以下の課題について検討。(これまで計18回)

- ① いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方
- ② コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けた具体策のあり方

① いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方

- ・ 情報通信審議会第三次答申(平成18年8月2日)
- ・ 放送コンテンツの保護に係る技術、制度、諸外国の状況
- ・ 具体的な改善の在り方に関する選択肢
- ・ 消費者、権利者、放送事業者、メーカー等関係者の立場

② コンテンツの取引市場の形成等に向けた具体策の在り方

- ・ コンテンツ市場に係る政策目標、市場の現状
- ・ IPマルチキャスト、いわゆるオンデマンドなど、コンテンツの二次利用の状況(国内、海外)
- ・ 二次利用の促進と、市場形成に向けた具体策に係る選択肢
- ・ 消費者、権利者、放送事業者、メーカー等関係者の立場

基本的な考え方

○ 前記の課題に係る方向性の検討にあたり、以下の諸点については、概ね合意が得られていると考えられる。

- ① あらゆるメディアがデジタル化に向かう中で、「コンテンツ大国」に相応しい、多様で豊かなコンテンツの製作・流通を促進していくためには、コンテンツに関わる全ての関係者が、それぞれの役割の下に、努力していくことが不可欠。
特に、才能ある多くの若者が、コンテンツを創造する仕事を選択するインセンティブを絶やさないことが重要。このためには、
 - 1) コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること。
 - 2) その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現することを基本的な姿勢として、夫々の課題を検討することが必要。
- ② 善意の利用者が、様々なウィンドウを介して、コンテンツを私的に楽しむことについて、これを妨げようとする権利者や、クリエイターは見られない。
また、ポータブルデバイスの著しい発展の中で、放送コンテンツについても、持ち歩きが可能な様々な機器を用いて楽しむスタイルが今後急速に普及することが予想されるが、こうした可能性を閉ざしたり、否定する意見も見られない。
- ③ 通信・放送のフル・デジタル化、ブロードバンド化に向け、2011年は重要なマイルストーン。放送のデジタル完全移行についても、この期限までに完了することが不可欠。
このために重要なことは、受信機の普及と、その前提としての視聴者の理解。特に「コピーワンス」の在り方の改善は、この視聴者の理解を得る上でも必要不可欠であることを十分考慮に入れることが必要。

(参考) コンテンツの流通等に係る具体策が検討されている例

① 知的財産権戦略本部

「知的財産推進計画2007」(2007年5月31日決定)においては、「デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する」として、デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備することとしている。

② 文化庁文化審議会

- i) 文化庁の文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会においては、デジタルコンテンツの特質に応じた著作権の保護や利用の在り方について、これまで新たな法制に関するいくつかの提案を素材として、現行の法体系や条約等の関係、法的措置の必要性等について、検討を行っている。
- ii) 同分科会の私的録音録画小委員会においては、私的録音録画補償金制度をテーマとして、①著作権法第30条(私的使用のための複製)の範囲の見直し、②著作権保護技術の程度と補償措置の必要性の関係や具体的な対応方法、等について検討が進められている。

③ (社)日本経済団体連合会 映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会

(社)日本経済団体連合会においては、「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」を設置し、本年2月、放送番組における出演契約ガイドラインを含む「映像コンテンツ大国の実現に向けて」を取りまとめた。また、引き続き、「放送番組における映像実演の検討WG」において、過去番組を含むネット配信に際しての配信ルール、プロテクションや配分に関するルールなどの検討が進められている。

いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方

- ① これまで、具体的な改善の在り方について、以下のような選択肢について議論。方向性については、一定のコンセンサスが得られている状況。
- ② この5月、改善方策の具体化に必要な、技術事項を整理するワーキングを設置。整理のための議論を継続中。

＜これまで議論された選択肢＞

- ① いわゆる「コピーワンス」(現行方式)
- ② 「EPN(Encryption Plus Non-Assertion)」(出力保護付コピー可)
- ③ 「COG(Copy One Generation)」の考え方の適用
- ④ 「COG(Copy One Generation)」の考え方の適用＋何らかの制限

＜さらに検討すべき課題＞

- いわゆる「エンフォースメント」の在り方

(参考)デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 技術検討WG 構成員 (敬称略・五十音順)

- | | |
|--|--|
| (主査)村井 純 慶應義塾大学 教授 | ・田胡 修一 (株)日立製作所 コンシューマ事業グループ
コミュニケーション・法務部 部長 |
| ・稲葉 悠 (株)東京放送 メディア推進局デジタル放送企画部長 理事
全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長代理
補完措置WG 著作権・放送権作業班主査 | ・土井美和子 (株)東芝 研究開発センター 技監 |
| ・関 祥行 (株)フジテレビジョン デジタル技術推進室役員待遇技師長
(社)地上デジタル放送推進協会 技術委員会委員長 | ・所 眞理雄 ソニー(株) コーポレート・エグゼクティブ SVP 技術渉外担当 |
| ・竹中 一夫 (株)NHKアイテック取締役 | ・中島不二雄 松下電器産業(株) 役員(兼)デジタル放送事業推進室室長
パナソニックAVCネットワークス社上席副社長
(兼)技術統括センター所長 |
| | ・福田 俊男 (株)テレビ朝日 常務取締役 |

コンテンツの取引市場の形成等に向けた具体策

- ① これまで、国内外のコンテンツの二次利用の状況、前提となるビジネスの枠組み、コンテンツに関わる主体(放送事業者、権利者等)の二次利用に係るインセンティブ等について、確認。
- ② その後、下記のような選択肢について議論。更に意見交換を重ねた上、施策を具体化。その際、「コンテンツ取引市場形成に向けた検討会」等における議論も参照。

<これまでに議論された選択肢>

- ① 権利者から許諾を得る手続きの簡素化に関するもの。
- ② 権利に関する情報の集約、公開等に関するもの。
- ③ 製作に係る外部資金調達手段の多様化に関するもの。
- ④ 取引に係るプロセスの透明化に関するもの。

<配慮すべき事項>

- ① 放送、映画等コンテンツの特性を踏まえた検討の必要性
- ② 海外の事情を参照する場合、各々の国の環境を踏まえた検討の必要性

(参考)第4回経済財政諮問会議 民間議員説明資料(2007.2.27)

ITによる生産性の加速を実現するために(抜粋)

3. 成長分野創出のために

(2) デジタル・コンテンツ流通促進法制の整備

わが国では、貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている(例:過去のTV番組の再放送等が著しく制限)。インターネット上でデジタル・コンテンツを流通させるには、著作権、商標権、意匠権などの全ての権利者から事前に個別に許諾を得る必要があり、手続きコストがビジネス上見合わないためである。

(参考)知的財産推進計画2007(2007.5.31 知的財産戦略本部)

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める

② 放送コンテンツの競争力強化に関する法制度を整備する

ドラマ、バラエティ、ドキュメンタリーなど多様な放送コンテンツの国際競争力を更に強化し、その成果をクリエイターや視聴者に還元していくために、コンテンツ・ポータルサイトその他関連の取組との連携を図りつつ、放送コンテンツに係る権利や交渉窓口に関する情報を集約するとともに、その取引を希望する者に広く公開するオープンな市場を形成することにより、その取引や利活用の一層の円滑化を図るための放送コンテンツの競争力強化に関する法制度を検討し、2007年度中に結論を得る。(総務省)

(参考1) コンテンツ取引市場の形成に関する検討会

1. 背景・目的

デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、放送番組、アニメその他のコンテンツについて、DVD等のデジタルメディア、インターネット等のネットワークなど、様々な形態の二次利用が進んでいる。

こうした二次利用に係る取引についてルールを整備し、コンテンツに係る取引を促進することによって、コンテンツがより多くの付加価値を生む可能性が指摘されている。実際、信託業法の改正を始め、コンテンツ取引に関して、新たな制度環境も整備されつつある。

以上の状況の中で、コンテンツの取引対象としての透明性や流動性の向上と、これらに係るルールの整備等が重要な課題となると考えられる。そこで、これらの課題への対応のあり方を検討し、コンテンツの取引の促進と、その取引市場の形成に資するため、表記検討会を開催する。

2. 検討事項

以下の事項に関する調査研究を行う。

- (1) コンテンツの取引と、関連するルールの現状
- (2) コンテンツの取引の促進に関する諸課題とその解決方策
- (3) その他、必要事項

3. 開催期間

平成18年11月から平成19年6月にかけて計8回を開催。

構成員

(五十音順)

飯島 一暢	株式会社フジテレビジョン 取締役 経営企画局長
伊藤 雅之	公認会計士(監査法人トーマツ 社員)
大路 幹生	日本放送協会 総合企画室[関連事業]統括担当部長
大寺 廣幸	社団法人日本民間放送連盟 事務局次長
音 好宏	上智大学教授
川原 和彦	株式会社博報堂 i-事業推進室 マネジメントプランニングディレクター
吉川 治宏	三井物産株式会社 情報産業本部 チーフストラテジスト
高村 裕	社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 理事 株式会社エクスプレス・シー・アール 代表取締役社長
中村伊知哉	慶応義塾大学教授
林 繁樹	みずほ証券株式会社 インベストメントバンキング プロダクツグループ 財務商品開発部 部長
平本 和生	株式会社東京放送 常務取締役
舟田 正之	立教大学教授
水野 雄司	日本政策投資銀行 情報通信部 次長
村上 寛	株式会社サーベラスジャパン 常務執行役員
森田 貴英	弁護士(BDJ法律会計事務所)

(参考2) IPTVフォーラム

【概要】

- 放送番組やその他コンテンツをIP配信する際の、受信機開発等に必要な技術要件や、運用に関わるルールについて、利用者の利便性、端末開発のフィージビリティや市場競争力、配信されるコンテンツの製作者・権利者の事情等に配慮しつつ、関係者間の意見交換を実施。

【構成】

- 主査 : 安田 靖彦(東京大学名誉教授)
- 構成員 : 村井 純(慶應義塾大学教授)、インフォシティ株式会社、NHKエンタープライズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社シティテレビ中野、シャープ株式会社、株式会社ジュピターテレコム、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、ソニー株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、株式会社東京放送、株式会社東芝、日本テレビ放送網株式会社、日本電気株式会社、日本電信電話株式会社、日本放送協会、パイオニア株式会社、株式会社日立製作所、株式会社フジテレビジョン、松下電器産業株式会社、株式会社WOWOW (2007年4月1日現在)

【体制】

- 運営に関わる事項を検討する「運営委員会」と、テーマ毎の詳細検討を実施する「サブワーキンググループ」から構成。
- 運営委員会 : フォーラムの活動内容や、サブワーキンググループの進捗状況の確認等、運営に関する事項を議論。
- サブワーキンググループ : テーマ毎に必要な技術要件、運用ルール等の詳細検討を実施。
 - ・ IPマルチキャストWG
 - ・ オンデマンドWG
 - ・ PC配信WG

